

北陸信越地区物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議の設置及び
令和８年度集中監視月間出発式等の実施について

令和８年９月２８日
公正取引委員会

１ 「物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議」の設置

公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省は、物流分野における取引の適正化のために、連携しながら製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「取適法」といいます。）等の迅速かつ厳正な執行に取り組んでいます。

今般、物流分野全体の取引適正化のために、取適法等の執行連携を更に強化するとともに、日本全国で取適法の違反行為及び貨物自動車運送事業法等の違反の原因となる行為（違反原因行為）の監視を強化するため、公正取引委員会は、関東経済産業局（中小企業庁）及び北陸信越運輸局とともに、「北陸信越地区物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議」を設置することとしました。

２ 「集中監視月間」における合同荷主パトロール出発式の開催

公正取引委員会、関東経済産業局（中小企業庁）及び北陸信越運輸局は、国土交通省が物流分野全体の取引環境の適正化のために実施しているトラック・物流Ｇメンによる「集中監視月間」（令和８年１０月から１１月まで）において、荷主事業者に対する合同荷主パトロール等を実施することとし、その出発式を下記のとおり執り行います。

記

- ・ 日 時 令和８年１０月２日（金）１１時００分～
- ・ 場 所 新潟美咲合同庁舎２号館４階 第１会議室
（新潟県新潟市中央区美咲町１丁目２－１）
- ・ 取材申込 出発式は取材・撮影が可能です。
取材・撮影を希望される方は、９月３０日（水）１７時までに、以下の必要事項を記載の上、メールでお申込みください。
件 名：【撮影・取材希望】合同荷主パトロール出発式
本 文：氏名（ふりがな）、会社名・所属、連絡先（電話番号、メールアドレス）

送付先：toriteki_renraku5488—○—jftc.go.jp

※ 迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「—○—」としています。
電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部第一取適上席

電話 ０３－３５８１－５４８８（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>